学生各位

教務委員長 安陪 等思

受験資格について

令和4年度新学期開始にあたり、講義・実習については対面で行い、全員の出席を確認することを通知しました。「講義回数の1/3以上、実技・実験及び実習回数の1/4以上欠席した者には、受験資格を与えない」という規則は承知のことと思います。

講義回数の 1/3 以上欠席すれば受験失格となり試験を受けることはできません。例えば 講義回数 13 回中 5 回、講義回数 30 回中 10 回欠席となれば受験失格です。試験を受けるこ とができなければ評価はされず、進級条件の全科目合格を満たすことができないため、その 時点で留年が確定します。

出席については、公開された出席確認システムで各自の出席を随時確認し、自己管理が必要です。欠席日数が多い場合でも教務課から連絡は行いません。出席していたにもかかわらず欠席となっている場合は速やかに教務課へ申し出てください。

本人の結婚、忌引、災害、事前に医学部長の承認を得た場合は欠席について考慮されますがいずれも届出が必要です。病気による欠席は、まず教務課に連絡することが必要です。その後、診断書を添えて欠席から1週間以内に手続きしてください。いずれにしても、受験失格に該当してからの遡及した手続きは認めませんので注意してください。

また、既に通知しているとおり本試験を正当な理由なく受験しなかった場合も、その時点で留年が確定することとなります。試験に出席していなくても教務課から連絡は行いませんので、予め日時は注意して確認してください。

なお、講義に出席していることと単に出席の認証をとっていることでは意味が違います。性善説に基づいて行われていることを裏切る行為は悪質な態度不良と判断しますので注意してください。

以上